

# 港湾施設使用料

## 入港料

使用区分	料金
(1) 外航船舶で総トン数700トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和3年8月1日以降の入港回数のうち前年度目入港回数に対して、入港料を免除する。	2円30銭/ト
(2) 内航船舶で総トン数700トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和5年6月1日以降の入港回数のうち前年度目入港回数に対して入港料を免除する。	1円26銭/ト

【備考】  
1 「外航船舶」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運送事業（同法第44条に規定する船舶運送の事業を含む）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において又は他の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。  
2 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。  
3 1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。

## 通常使用

使用区分	料金
<b>1 岸壁・物揚場・船揚場使用料</b>	
(1) 総トン数5トン未満の船舶	4,600円/ト・年
(2) 総トン数5トン以上50トン未満の船舶	171円/24h
(3) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶	345円/24h
(4) 総トン数100トン以上150トン未満の船舶	518円/24h
(5) 総トン数150トン以上の船舶	
① 使用時間が12時間以内の場合	内航船舶5円19銭/ト 外航船舶4円72銭/ト 外航船舶2円36銭/ト
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免	
② 使用時間が12時間を超える場合 イ 使用時間が24時間まで	内航船舶6円93銭/ト 外航船舶6円30銭/ト 外航船舶3円15銭/ト
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免	
ロ 使用時間が24時間を超える分	内航船舶3円46銭/ト・12h 外航船舶3円15銭/ト・12h 外航船舶1円58銭/ト・12h
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免	
(6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設 で長さ10メートル以上50メートル未満のもの	内航船舶172円/24h 外航船舶157円/24h
(7) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設 で長さ50メートル以上のもの	内航船舶346円/24h 外航船舶315円/24h
(8) ブレージャポート	566円/船長×月
【備考】 1 山形県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場における使用料の額は、前定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。 2 使用トン数及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 係船ロープを使用する場合、使用時間24時間まで1本につき11,550円（外航船舶にあっては10,500円）、24時間を超えるときは、当該超過分12時間までごとに1本につき5,770円（外航船舶にあっては5,250円）を加算する。	
<b>2 係船浮標・係船くい使用料</b>	
(1) 係留時間24時間まで総トン数	内航船舶1円15銭/ト 外航船舶1円05銭/ト
(2) 係留時間24時間を超えるときは、当該超過分	内航船舶57銭/ト・12h 外航船舶52銭/ト・12h
【備考】 使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>3 公共臨港線使用料</b>	
貨物1トン当たり輸送距離	3円77銭/100m
【備考】 貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>4 軌道走行式荷役機械</b>	
コンテナクレーン	※3分の1減免適用後の料金である。 23,067円/30分
<b>5 移動式荷役機械</b>	
(1) リーチスタッカー	※3分の1減免適用後の料金である。 1,280円/30分
<b>6 ふ頭荷さばき使用料</b>	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地	
① 使用期間が4日を超え30日まで	12円10銭/㎡・日
② 使用期間が30日を超える場合	24円20銭/㎡・日
(2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	51円/TEU・日
【備考】 ①②は29%の減免適用後の料金である。	
1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあっては使用期間が4日以内の場合は、使用料を徴収しない。 2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 冷凍コンテナ用電線設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する。（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	

(注)①R4.1 現在  
②使用料の算定についてはお問い合わせください。

使用区分	料金
<b>7 木材荷さばき場使用料</b>	
使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	1,040円/7×m-15日
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>8 上屋使用料</b>	
(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋	
① 使用期間が15日以内まで	14円50銭/㎡・日
② 使用期間が15日を超え30日まで	29円02銭/㎡・日
③ 使用期間が30日を超える場合	43円54銭/㎡・日
(2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋	20円/㎡・日
(3) 上屋事務室	44,810円/月
(4) コンテナ管理施設	1,270円/㎡・月
【備考】 1 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 くん高施設を使用する場合はくん高する貨物1トン当たり142円を加算する。（くん高する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 3 加温設備を使用する場合は、1日当たり24,800円を加算する。 4 天井クレーンを使用する場合は1時間当たり4,890円を加算する。（天井クレーンを使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。） 5 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>9 野積場使用料</b>	
(1) 使用期間が15日以内まで	2円37銭/㎡・日
(2) 使用期間が15日を超え30日まで	3円32銭/㎡・日
(3) 使用期間が30日を超える場合	4円28銭/㎡・日
【備考】 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>10 船舶給水施設使用料</b>	
(1) 外航船舶以外の船舶に給水する場合	
① 時間内に行く給水	519円/㎡
② 時間外に行く給水	761円/㎡
(2) 外航船舶の船舶に給水する場合	
① 時間内に行く給水	510円/㎡
② 時間外に行く給水	654円/㎡
【備考】 使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>11 廃棄物選別施設使用料</b>	
選別物	141円/㎡
【備考】 選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>12 廃油処理施設使用料</b>	
ビルジ又は廃油	内航船舶2,140円/ト 外航船舶1,950円/ト
【備考】 ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>13 酒田ブレイジャースポット</b>	
(1) 使用期間が1月未満の場合	135円/船長×日
(2) 使用期間が1月以上の場合	662円/船長×月

## 目的外使用又は占有

使用区分	料金
<b>1 港湾施設使用料</b>	
(1) 港湾管理事務所	5,680円/㎡・年
(2) その他の港湾施設	
他の港湾施設としての用に供する目的で使用するとき、当該供された目的のために設置された港湾施設について定められている通常使用の場合の使用料の額とする。	
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
<b>2 港湾施設用地使用料</b>	
(1) 工作物を設置する場合	
① 電柱及びこれに類するもの	1,500円/本・年
② 鉄塔及びこれに類するもの	1,650円/1.7㎡・年
③ 地下工作物（管渠埋設を含む）	375円/㎡・年
④ 架空工作物（電線埋設を含む）	360円/㎡・年
⑤ その他	260円/㎡・年 720円/㎡・年
【備考】 1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 2 使用期間が1年に満たない場合は、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。 3 使用期間が1月に満たない場合は、日割計算によるものとする。 4 使用期間が1月に満たない場合は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	
(2) 工作物を設置しない場合	80円/㎡・月
【備考】 1 駐留用の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき140円とする。 2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。 4 使用期間が1月に満たない場合は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	

# 連絡先一覧

## 1 総合案内

■山形県港湾事務所  
山形県酒田市船場町二丁目5-15 Tel.0234-26-5636 Fax.0234-22-5216

## 2 国際輸送

■「プロスパーポートさかた」ポートセールス協議会（事務局 山形県港湾事務所）  
山形県酒田市船場町二丁目5-15 Tel.0234-26-5634 Fax.0234-22-5216 URL:https://www.port-of-sakata.jp/

## 3 定期コンテナ航路

■高麗海運ジャパン株式会社（高麗海運株式会社日本総代理店）  
東京都港区新橋一丁目18-16日本生命新橋ビル4階 Tel.03-3500-5051 Fax.03-3500-5096 URL:http://www.kmtcjapan.com/

■南星海運ジャパン株式会社（南星海運株式会社日本総代理店）  
東京都千代田区鍛冶町二丁目9-12 神田徳力ビル1階 Tel.03-5843-6100 Fax.03-5843-6110 URL:https://www.nsl-japan.co.jp/

■コスコシッピングラインズジャパン株式会社  
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コンモーター西館33階 Tel.03-6328-2087 Fax.03-5532-5311 URL:https://worldlines.coscoshipping.com/japan

■鈴与海運株式会社  
静岡県静岡市清水区万世町二丁目4番8号 Tel.054-354-3101 Fax.054-354-3102 URL:https://www.suzuyomarine.co.jp/

## 4 港湾荷役

■酒田港国際ターミナル事業協同組合  
山形県酒田市高砂232 Tel.0234-33-1939

■日本通運株式会社Eastカンパニーロジスティクス第二部酒田物流事業所  
山形県酒田市宮海字治八郎畑1-31 Tel.0234-35-1288 Fax.0234-34-2811 URL:https://www.nittsu.co.jp

■酒田海陸運送株式会社  
山形県酒田市船場町二丁目6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 URL:http://www.sakata-kairiku.co.jp

## 5 CIQ体制

CIQとは、国境を越える交通および物流において必要とされる手続きで、税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を執行行う機関や施設のことをいう。

### 税関

■財務省東京税関酒田税関支署（酒田港湾合同庁舎）  
山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.0234-22-1024 Fax.0234-22-1035 URL:https://www.customs.go.jp/

■東京税関酒田地区保税会（事務局 酒田海陸運送株式会社）  
山形県酒田市船場町二丁目6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869

### 入国管理

■法務省仙台出入国在留管理局酒田出張所  
山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.0234-22-2746 Fax.0234-22-2824 URL:https://www.moj.go.jp/isa/

### 検疫

■厚生労働省仙台検疫所酒田出張所（酒田港湾合同庁舎）  
山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.018-846-8280 Fax.018-846-8283（秋田船川出張所）URL:https://www.forth.go.jp/keneki/sendai/

### 植物防疫

■農林水産省横浜植物防疫所新潟支所（新潟港湾合同庁舎）  
新潟県新潟市中央区竜が島一丁目5-4 Tel.025-244-4401 Fax.025-246-2730 URL:https://www.maff.go.jp/pps/

■酒田植物検疫協会（事務局 酒田木材工業団地協同組合内）  
山形県酒田市宮海字明治99-3 Tel.0234-33-3566 Fax.0234-33-1774

■植物貿易検査業務調整室（山形県港湾事務所内）  
山形県酒田市船場町二丁目5番15号 Tel.0234-26-5639

### 動物検疫

■農林水産省動物検疫所新潟空港出張所 Tel.025-275-4565 Fax.025-270-9741  
新潟県新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル URL:https://www.maff.go.jp/aqs/

### 食品検査

■厚生労働省仙台検疫所  
宮城県釜ヶ崎市真通三丁目4-1 Tel.022-367-8102 Fax.022-362-3300 URL:https://www.forth.go.jp/keneki/sendai/

■一般財団法人山形県理化学分析センター Tel.023-645-5308 Fax.023-645-5305  
山形県山形市松葉一丁目6-68 アルカディアソフパーク内 URL:https://www.y-rikagaku.jp/

■日本環境科学株式会社  
山形県山形市高木6 Tel.023-644-6900 Fax.023-644-6908 URL:https://www.jesc-y.jp/

## 6 リサイクルポート

■酒田リサイクルポート推進協議会（事務局 山形県県土整備部港湾課）  
山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2625 Fax.023-630-2664

## 7 環境産業

■山形県環境エネルギー部循環型社会推進課  
山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2302 Fax.023-625-7991

## 8 産業廃棄物

■山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課  
山形県東田川郡三町大字横山字袖東19-1 Tel.0235-66-4914 Fax.0235-66-4749

## 9 企業立地

■山形県産業労働部産業創造振興課産業立地室  
山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2690 Fax.023-630-2128 URL:https://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/

## 10 酒田市助成制度

■酒田市地域創生部商工港湾課企業立地係  
山形県酒田市本町二丁目2-45 Tel.0234-26-5361 Fax.0234-22-3910 URL:https://www.city.sakata.lg.jp/kygyo/

## 11 貿易全般

■独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）山形貿易情報センター Tel.023-622-8225 Fax.023-623-1014  
山形県山形市七日町三丁目5-20 AIG山形ビル4階 URL:https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/

■一般社団法人山形県国際経済振興機構 Tel.023-687-1127 Fax.023-687-1129  
山形県山形市七日町三丁目5-20 AIG山形ビル5階 URL:https://www.yamagata-export.jp/